

## 税務調査は いつくるのか？

税務署の定期異動は毎年7月上旬です。8月から12月が調査の本番となります。最近の調査傾向を踏まえた調査対策を再整理してみます。

### □調査の時期と種類

個人事業者の場合は、各納税者が3月の確定申告書を提出するまでに、利子・配当・給与・家賃などの支払者から集めた「法定調書」や「一般収集資料」「実地調査資料」などの情報入手・整理しておき、これらとの突合で適正な申告がなされたかどうかをチェックします。このようなフィルターを通して、実地調査の選定が決定され、本格的な調査は通常夏以降に行われます。一方中小法人の場合には、事業年度がまちまちなので、各法人が申告書を提出してから3～6ヵ月後に調査申込みがあるケースが多いようです。一般に実地調査は4～5年に一度位

ですが、継続管理法人は3年に一度程度、周期対象外法人（経理内容が単純で事業規模も小さい会社）は10年近く実地調査がないケースもあります。調査には①特別調査②一般調査③書面照会による調査④強制調査などがありますが、通常②と③が私たちが直面する調査です。

### □事前連絡と最近の傾向

税務署から事前連絡で調査の申込みがあった場合には、日時と担当部署と調査官の氏名を必ず記録して、すぐ、顧問税理士に連絡して下さい。代理権限証書の関係により税理士に一番最初に連絡が入る割合が圧倒的に多いはずですが念のための対応です。

また、最近の傾向として、定年退職し、再雇用となつての調査官（ベテラン）も登場しており、満を持しての現場復帰ですので結構手強い調査内容のケースもあるようです。

最後に、突然税務署がやって来る場合も皆無とはいえません。万一のケースには「調査には協力しますが、税理士が来るまで待って下さい」と対応して下さい。

## ナマの税務相談室

**Q** 先生、過日は亡父の相続税調査に立ち会っていただきまして有難うございました。

**A** やあ、A商店の経理部長のA和子さんでしたね。調査の折、所轄N税務署の調査官の質問に応じて、A経理部長が昭和60年当時のN税務署の呼出状を保管されていてN税務署担当官に示されたのには驚きました。きっと、担当官のSさんも内心驚いたのでは…と思います

**Q** しかし、S担当官も洩いですね。担当官は来署依頼状にO一郎という担当官のゴム印が押してある。彼がA経理部長から、当時A商店の株式の贈与税を申告していただいたことの反証は？と質問されましたね。さすが！！と。

**A** 確かにそうですね。A経理部長は昭和60年当時の贈与税の納付書をファイルから示し、35万円の税額は株主名簿上の和子

## 少額贈与をめぐる

の創立当時の株数からみて、その払込資金といえませんかと反論しました。

担当官は、チョッと説明に無理があると思いますが、

来署依頼状にA社の株式取得の件とあり、贈与税課税済みと判断しますと、矛を収めました。

**Q** N税務署は、当初、故父の名義株とキメ付けていましたが、私は亡父の教えを守って、資料の保存を旨としてきました。先生は調査の途中で、昭和60年の職員録を示して、当時の係官O氏の存在を主張されたのはうれしかったです。

**A** 贈与税の申告書の保存がなかったのはどうしたのです。

**Q** 父のファイルに私の申告書があったのです。

**A** 教訓として、少額贈与でも必ず申告し、スタンプ付きの申告書の保存を心がけることですね。